

関口茂八奨学金制度のお知らせ

この奨学金制度は、ときがわ町出身の故関口茂八翁の寄付により始まった事業です。経済的理由により就学が困難な方に奨学金を貸与し、社会に有用な人材を育成することを目的としています。

対象（次のすべてに該当する方）

- ・ときがわ町内に住所を有する方（就学のために転出している場合は貸与可能）
- ・奨学金貸与額表中の学校に入学予定、入学決定または在学中の方（進学する学校が決定していない方も申請を受け付けます）
- ・勉学の意欲がある方
- ・学校長が推薦する方
- ・経済上の理由により、学資の支出が困難な方

貸与額

右表のとおり

貸与の時期

（普通奨学金） 正規の修業期間中、毎年4月と9月の年2回に分割して交付します。

（特別奨学金） 入学準備の資金として1回、2月に交付します。

奨学金の返還

卒業後1年間据え置き、その後、貸与を受けていた期間の2倍の期間内で、原則毎年7月と12月に均等に返還していただきます（期間内は無利息）。なお、高等学校から大学等へ継続して貸与を受けることも可能です。

返還額の免除

町内に就職または県内の社会福祉施設等に就職した場合は、勤務期間により最大で半額免除になります。

申込期間

12月1日(火)から12月28日(火)まで（土・日・祝を除く）

申込・問 教育総務課 ☎65-1537

奨学金の貸与額

	普通奨学金 (年額)	特別奨学金 (入学時)
高等学校	120,000 円	100,000 円
大学 (大学院含む)	240,000 円	300,000 円
大学 (短大)	240,000 円	160,000 円
大学 (医科・歯科・薬科)	600,000 円	1,500,000 円
高等専門学校	240,000 円	120,000 円
専修・各種学校 (高等課程)	120,000 円	100,000 円
専修・各種学校 (専門課程)	240,000 円	160,000 円

奨学金の返還額例

例1

高等学校で3年間貸与を受け、3年間で返還の場合
普通奨学金 120,000 円×3年間
特別奨学金 100,000 円
貸与額計 460,000 円

	年間返還額
1年目	154,000 円
2年目	153,000 円
3年目	153,000 円

例2

大学で4年間貸与を受け、4年間で返還の場合
普通奨学金 240,000 円×4年間
特別奨学金 300,000 円
貸与額計 1,260,000 円

	年間返還額
1年目	315,000 円
2年目	315,000 円
3年目	315,000 円
4年目	315,000 円



11月9日(火)～11月15日(月) 秋の火災予防運動

全国統一防火標語

『おうち時間 家族で点検 火の始末』

住宅防火 いのちを守る 10のポイント — 4つの習慣・6つの対策 —

4つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対にしない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 こんろを使う時は火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは防災品を使用する
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

鳴りますか？ 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器を点検し警報音を確認しましょう。



問 比企広域消防本部
予防課 ☎23-2268

防火ポスター展が実施されます

防火ポスター展

期間 | 11月5日(金)～15日(月)

場所 | リリックおがわ

内容 | 火災予防をテーマに描いた小学4年生の入選作品を展示します。

問 小川消防署 消防課 ☎72-3565

11月は 児童虐待防止推進月間です

ストップ！虐待

いちはやく 189 「だれか」じゃなくて「あなた」から

おどおどしている、家に帰りたがらない、表情が乏しい、栄養失調、洋服が汚れている、時期の異なる複数の外傷があるなど、「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、次の機関に連絡、相談してください。

○連絡・相談先

- ・役場福祉課 ☎65-0813
- ・保健センター ☎65-1010
- ・家族相談支援センター ☎66-0222
- ・川越児童相談所 ☎049-223-4152 (代)

○児童相談所全国共通ダイヤル ☎いちはやく 189
(お住まいの地域の児童相談所につながります)

問 福祉課 ☎65-0813

11月はケアラー月間です

ケアラーという言葉聞いたことがありますか？ 埼玉県ケアラー支援条例では、高齢・障害・疾病等により援助が必要な親族などを、無償で介護、看護、日常生活上の世話等を行っている人をケアラー、ケアラーのうち18歳未満をヤングケアラーと定義しています。埼玉県では、今年度から11月を「ケアラー月間」と決めました。11月23日(火・祝)には、ケアラーやヤングケアラー支援について考えるフォーラムをオンラインで開催します。また、社会全体で支えられるよう、団体や事業者等の皆様による「ケアラー支援宣言」の募集、周知を行います。この機会にケアラーやヤングケアラーについて考えてみませんか？

問 福祉課 ☎65-0813